



鳥取県公報

平成 21 年 9 月 29 日 (火)
第 8 1 3 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (606) (県民室) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (607) (福祉保健課) 2
	都市計画の変更予定 (608) (景観まちづくり課) 3
	都市計画法による条例で指定する土地の区域の決定 (2件) (609・610) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止 (611) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (612) (〃) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (613) (〃) 5
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (2件) (27・28) (文化財課) 5
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (日野総合事務所県土整備局) 8

告 示

鳥取県告示第606号

平成11年鳥取県告示第642号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成21年9月29日から施行する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	”	県土整備部治山砂防課 <u>各総合事務所</u>	採石業務管理者試験	試験の可否、科目別得点及び総合得点	”	県土整備部治山砂防課
略				略			
略				略			

鳥取県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	居宅療養管理指導	平成21年7月1日

		ク			
株式会社さくら	鳥取市西品治 780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治 780-2	訪問介護	平成21年9月 1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	介護予防居宅療養管理指導	平成21年7月 1日
株式会社さくら	鳥取市西品治 780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治 780-2	介護予防訪問介護	平成21年9月 1日

3 介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	介護支援事業所の名称	介護支援事業所の所在地	介護支援事業の種類	指定年月日
株式会社さくら	鳥取市西品治 780-2	居宅介護支援事業所さくら	鳥取市西品治 780-2	居宅介護支援	平成21年9月 1日

鳥取県告示第608号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成21年9月29日から同年10月13日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成21年10月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・6・4号立川甌山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市立川町五丁目

鳥取県告示第609号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を定めたので、同項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び境港市建設部都市整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定区域

名称	所在
境港地区	境港市外江町、芝町、渡町、森岡町、中野町、福定町、竹内町、誠道町、高松町、三軒屋町、幸神町、新屋町、麦垣町、小篠津町及び財ノ木町の各一部

2 指定年月日

平成21年9月29日

鳥取県告示第610号

鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例（平成21年鳥取県条例第6号）第3条第2項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号に規定する条例で指定する土地の区域を定めたので、同項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課及び日吉津村地域振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定区域

名称	所在
日吉津地区	西伯郡日吉津村大字日吉津及び大字富吉の各一部

2 指定年月日

平成21年9月29日

鳥取県告示第611号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	大山町社会福祉協議会訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月12日	訪問介護

鳥取県告示第612号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	大山町社福指定介護予防訪問介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月12日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第613号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	大山町社会福祉協議会居宅介護支援ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	平成21年8月12日

教育委員会告示**鳥取県教育委員会告示第27号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年9月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

考古資料の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
上淀麿寺跡出土壁画・塑像 附瓦・土器類		米子市	米子市加茂町一丁目1	米子市淀江町福岡979-1 淀江歴史民俗資料館
一 壁画片				
神将上半部	1 箇			
神将胸甲	3 箇			
甲	1 箇			
小札	2 箇			

菩薩頭部	1 箇		
菩薩垂髪	1 箇		
菩薩腰紐	2 箇		
二体の菩薩	1 箇		
垂飾	1 箇		
天衣	3 箇		
描線	1 箇		
描線パルメット	1 箇		
幡	1 箇		
天蓋	1 箇		
天蓋と天衣	1 箇		
界帯・文様	1 箇		
下草	2 箇		
草花	1 箇		
樹相	1 箇		
遠景樹木	1 箇		
遠山と霞	2 箇		
頭光	5 箇		
蓮台	1 箇		
花卉	3 箇		
花文・花	1 箇		
菱繫文	1 箇		
壁端	2 箇		
壁画・壁体残欠一括			
二 塑像			
如来像・小螺髪	4 箇		
螺髪	53 箇		
頭皮	2 箇		
白毫	1 箇		
懸裳下縁	1 箇		
懸裳	3 箇		
懸裳端部	2 箇		
菩薩像・右脚部	1 箇		
左脚部	1 箇		
丸文のある衣部	2 箇		
裙折返部	1 箇		
纏綯花文のある衣部	1 箇		
天衣	3 箇		
手指	6 箇		
掌及び第 1 指付根	1 箇		
足指	5 箇		
蕾形飾	1 箇		
瓔珞	1 箇		
菊座	1 箇		

带状飾	1 箇		
宝珠形飾	2 箇		
陰刻文様のある装飾	1 箇		
玉繫	1 箇		
神将像・面部	1 箇		
如来または菩薩像・懸裳	2 箇		
菩薩像・肉身部、装身具	1 箇		
条帛垂下部	1 箇		
左脇腹部	1 箇		
菩薩または天部・胸飾の方形花飾	1 箇		
迦楼羅像カ・面部	1 箇		
神将像・胸部	1 箇		
左腰・左大腿部	1 箇		
神将像カ・上背部	1 箇		
天部または女性供養者像・面部	1 箇		
上背部	1 箇		
供養者像・両手首先	1 箇		
面部	1 箇		
菊座	1 箇		
衣部	1 箇		
衣縁部	1 箇		
邪鬼または獅子・巻髪	2 箇		
山岳頂上部	1 箇		
塑像残欠一括			
附瓦・土器類			
単弁12弁蓮華文軒丸瓦	4 箇		
単弁 8 弁蓮華文軒丸瓦	2 箇		
素文軒平瓦	2 箇		
三重弧文軒平瓦	1 箇		
平瓦	3 箇		
丸瓦	2 箇		
「癸未年」紀年銘瓦	1 箇		
「寺」刻字須恵器坏	1 箇		
鷓尾残欠一括			
(平成2年～平成16年度調査 出土遺物)			

鳥取県教育委員会告示第28号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年9月29日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造狛犬（阿形）	1 躯	三徳山三佛寺	東伯郡三朝町大字三徳1010	東伯郡三朝町大字三徳1010 三徳山宝物殿

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成21年9月29日

鳥取県日野総合事務所長 大 谷 芳 徳

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
落合建材 代表者 落合 金市	日野郡日野町 下榎70-1	日野郡日野町 中菅字中山 579-80外1筆 (65,570平方 メートル)	風化花崗岩 (68,155立方 メートル)	平成21年9月16日 から平成25年9月 15日まで	平成21年9月16日